

官報

号外

平成二十六年四月八日

○第百八十六回国会 衆議院会議録 第十五号

平成二十六年四月八日(火曜日)

議事日程 第九号

平成二十六年四月八日

午後一時開議

- 第一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、少子高齢化の進展や公共施設の郊外移転等により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加に歯どめがかからない状況の中、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るための措置を講じようとするものであります。

平成二十六年四月八日 衆議院会議録第十五号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案 港湾法の一部を改正する法律案

その主な内容は、中心市街地活性化基本計画に盛り込まれた事業のうち、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い事業の認定制度及び中心市街地の商業の活性化に向けたまちおこし事業の認定制度を創設し、これら事業に対する支援措置を講じること、認定中心市街地において道路の占用許可に際して許可の基準が緩和される特例や、中心市街地区域において通訳案内を行うことが認められる特例通訳案内士制度の創設などの措置を講じること等であります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、二十八日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日に、滋賀県長浜市において、藤井市長や大塚商工会議所会頭、高橋長浜まちづくり株式会社代表取締役など、関係者の方々の意見交換及び中心市街地の視察を行いました。四月二日には質疑を行い、四日に討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(梶山弘志君登壇)

○梶山弘志君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際戦略港湾の国際競争力強化及び災害時における港湾の機能の確保のための措置について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、政府の出資を可能とすること、また、無利子貸付制度の対象施設に、国際戦略港湾の近傍に立地する倉庫を追加すること、

第二に、民間事業者が所有する護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設することなどであります。

本案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、四月二日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、四日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成二十六年四月八日 衆議院会議録第十五号

著作権法の一部を改正する法律案 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する吉田泉君の質疑

二

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第三 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三に移ります。著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵優子君登壇〕

○小淵優子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、インターネットを用いた無断送信等の差しとめを可能とするよう、紙媒体による出版のみを対象とする出版権制度を見直し、公衆送信等を行うことを引き受ける者に対しても出版権の設定を可能とするほか、視聴覚の実演に関する北京条約の実施のため、所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二日から質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、四日質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) それでは、この際、内閣提出、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣石原伸晃君。

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加し、生息域が拡大しております。その結果、希少な高山植物の食害等の自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が、大変深刻な状況となっております。

また、これまで鳥獣の捕獲等において中心的な役割を果たしてきた狩猟者は、この四十年間で、四割以下に減少しています。さらに、六割以上が六十歳以上となるなど、著しく高齢化が進んでおります。そのため、捕獲等の担い手の育成、確保が喫緊の課題です。

我が国の美しい自然環境を守り、農林水産業や生活環境への被害を防止するためには、積極的に鳥獣を管理し、その管理体制を構築することが求められております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るための措置を講じようとするものです。

次に、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、生活環境、農林水産業及び生態系に関する被害の防止に向けた積極的な鳥獣の管理を図るため、法の題名を、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めるとともに、法律の目的に、鳥獣の管理を図ることを加えます。

第二に、都道府県知事が、地域における状況に応じて策定する計画について、目的を明確化し、保護に関する計画と管理に関する計画に分けるなど、法における施策体系を整理いたします。

第三に、管理を図る鳥獣のうち、特に集中的かつ広域的な管理の必要があるものとして環境大臣が定める鳥獣について、都道府県または国が捕獲

等をする事業を実施することができるとしました。この事業として行われる捕獲等については、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件のもとで、夜間の銃による捕獲等を可能とする等の制限の緩和を行います。

第四に、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、その事業が安全管理体制等について一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる制度を導入いたします。

第五に、住居集合地域等における麻酔銃による捕獲等の許可制度の導入や、網猟免許及びわな猟免許の年齢制限を、二十歳未満から十八歳未満へ引き下げることを行います。

以上が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊吹文明君) ただいまの環境大臣の趣旨の説明に対し質疑の通告がありますので、順次これをを行います。まず、吉田泉君。

〔吉田泉君登壇〕

○吉田泉君 民主党、吉田泉です。

ただいま議題となりました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、民主党を代表して質問をいたします。(拍手)

「ぼくは猟師になった」という本を御存じでしょうか。著者は、千松信也さん。京都大学在籍中に

狩猟免許を取得し、先輩猟師から伝統的なわな猟、網猟を学んで、運送会社で働きながら、今も猟を続けている方です。

その彼の本の中に、山に入つてけだものの気配がしても、大抵は鹿、今度こそイノシシかと思つて近づいてみると、鹿、鹿、鹿、以前はイノシシの方が多く、鹿がとれるのは珍しかったそうだが、それが最近では全く逆の状況になつてしまつていふと書かれています。

この本が出版されたのは、平成二十年。そのころには既に鹿の数が相当ふえていたことがわかります。

そのまた十年ほど前、平成十一年には、既に鳥獣保護法が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が導入されていきました。

これは、地域的に個体数の減少が見られるツキノワグマのような野生鳥獣がある一方で、イノシシやニホンジカなど、特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、生態系や農林水産業等への被害が深刻化している、野生鳥獣と人とのあつれきを解消するためには科学的なデータに基づく個体群管理事業を計画的に実施する必要があります。と、導入されたものであります。

であれば、十五年前に導入されたこの制度が効果的に運用されていれば、現在の深刻な状況は避けられたのではないのでしょうか。

まず、この特定鳥獣管理計画制度の何が問題で、なぜ十分な成果が上がらなかったのかを伺います。そして、今回の改正ではその原因がしっかりと改善されているのかについても、答弁をお願いいたします。

また、環境省所管の鳥獣保護法とは別に、平成

十九年、農林水産省所管の鳥獣被害防止特措法もつくられました。現場に最も近い市町村が被害防止計画を策定し、実施隊を設置し、国の財政支援を受けながら、被害防止施策を総合的かつ効果的に推進しようというものであります。

施行後五年がたちましたが、その成果はどの程度上がっているのか、また、環境省の特定計画との連携はうまくなされているのか、お伺いします。

先ほどの千松信也さんは、猟師という存在は豊かな自然なくしては存在し得ない、自然が破壊されれば獲物もいなくなる、乱獲すれば生態系も乱れ、そのツケはじかに猟師にはね返ってくる、狩猟しているとき、僕は自分が自然によつて生かされていると素直に実感していると述べています。

豊かな自然を守り、生態系を乱さないことが、基本中の基本であります。

しかし、人間が一度手を入れた自然は、自律的なバランスの回復が困難になり、その場合は、科学的な根拠に基づき、人間が管理をしなければなりません。そして、そのためには、十分な科学的知識と経験を身につけた人材がそれぞれの地域にいたることが必要であります。制度だけを変えたり充実させたりしたとしても、人材がいなければ解決は難しいと思います。

鳥獣管理における人材育成や人材確保の方策について答弁願います。

特定計画についてお尋ねします。

今回の法改正で、特定計画を一種と二種に区分することとなりました。これは、保護すべき鳥獣と減らすべき鳥獣の計画を分ける趣旨かと思いま

す。

しかし、ある場所では保護すべき鳥獣が、別な場所では数を減らすべきという場合も生じ得ます。この場合、どのような計画を立てることになるのでしょうか。煩雑になり、計画自体が立てられないようなことにはならないのでしょうか。答弁を求めます。

農作物被害の防除策についてお尋ねいたします。

近年の農作物被害の増加については、さまざまな原因が考えられます。減反政策により耕作放棄された田んぼ、さらには、利用されなくなった薪炭林が草やドングリを提供する格好の餌場になり、そこに鳥獣がおりてくるということもあると思います。その草むらをヤギに食べさせたらイノシシの被害が激減したという事例が報告されております。

こういう事例を見ると、やみくもに捕獲することではなく、被害の未然防除の手だてを考えることも大変効果的だと思います。そういった取り組みに対して、何らかの支援を行っているのでしょうか。被害防除策への取り組みについて答弁を願います。

捕獲した鳥獣の処理についてお尋ねします。

鹿については、捕獲しても、その場で埋めてしまふ場合が多いと聞いております。北海道のエゾシカの場合で、食肉利用される割合は、わずかに一四％とのことであります。

一方、フランス料理では、これらの野生鳥獣の肉は、ジビエと呼ばれ、高級食材とされています。千松さんも、きちんと処理されれば、においも

なく、かたくもなく、肉自体にびっくりするほどのうまみがあると述べています。

資源の有効利用の面からも、人間としての倫理の面からも、感謝の気持ちを持つてしっかりと食べるべきものだと思います。

日本で鹿肉などがなかなか流通しない理由は、安定供給が難しいということのほかに、国による衛生管理基準がないなど、食肉利用のルールがまだまだ確立されていないことが指摘されております。

諸外国の例も参考にしながら、ジビエを流通しやすくするような制度の作成に早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。検討状況と今後の見通しについて答弁をお願いします。

また、野生鳥獣を食するという機会を学校でも設け、環境教育の一環としてもいいのではないかと考えます。その際には、野生鳥獣の管理の話や、地元の猟師の話などを聞きながら、命をいただくことの意味を考えて食べることが重要だと思います。殺し、解体し、食料にする、そういう我々が生きていく上での根源的なプロセスを子供たちに実感させる格好の教材であります。

学校で、野生鳥獣を食しながら、人間と野生鳥獣の関係性についての教育を進めれば、鳥獣保護管理に関する国民の理解も進むと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

人間の歴史は、自然を改変し、多くの種を絶滅に追い込み、生態系のバランスを崩し、結果として自然から反撃されてきた歴史でもありました。鹿の増加の一因として、天敵であるオオカミが人間によつて絶滅させられたことを挙げる方もいます。

人間が壊してしまった生態系バランスを回復するためには、生息環境の管理、被害の防除、そして個体群の管理、この三角形を常に念頭に置きながら、科学的根拠に基づいた管理計画を立てていく姿勢が必要であります。

民主党は、これからも、生物多様性の保全、そして人間と野生鳥獣の共存、この二つへの取り組みを積極的に進めてまいることをお誓い申し上げて、質問とさせていただきます。

（拍手）

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣（石原伸晃君） 吉田議員にお答え申し上げます。

特定鳥獣保護管理計画制度についてのお尋ねがございました。

特定鳥獣保護管理計画は、平成十一年に、長期的な観点から特定鳥獣の保護を図ることを目的として導入されたものであります。

この制度においては、保護のためという位置づけの中で被害対策も行うこととしたため、減らすべき鳥獣に対する取り組みが不十分であったと考えられます。

具体的には、捕獲規制の緩和にとどまっております、積極的な捕獲のための措置が位置づけられておりませんでした。

このため、改正案においては、保護と管理を明確に区分し、管理を実現する手段として、都道府県等が実施する捕獲事業を創設する等の改善を図っているところでございます。

鳥獣対策における人材の育成、確保についてのお尋ねがございました。

科学的、計画的な鳥獣行政を推進するためには、地域における、鳥獣の保護及び管理に関する

専門的知見を有する人材の育成と確保が重要であると認識をしております。

このため、環境省では、地方自治体の鳥獣行政担当職員を対象に、専門的な知見の習得や技術の向上を目的とした研修会を開催するなどにより、人材の育成、確保に努めてまいります。

また、今回の改正案では、捕獲等の担い手を育成、確保するため、鳥獣の捕獲を行う法人に対する認定制度を創設することとしております。

こうした取り組みを通じて、引き続き、鳥獣の保護及び管理にかかわる人材の育成、確保に努めてまいります。

特定鳥獣保護管理計画を区分することについてのお尋ねがございました。

改正案では、特定鳥獣保護管理計画を、保護のための計画と管理のための計画の二つに区分し、生息数を減らすべきものについてはしっかりと減らすなど、明確な目標を設定することとしたものです。

御指摘のとおり、同じ鳥獣であっても、地域によつては、著しく減少している場合と、著しく増加している場合があります。しかしながら、各地域で、保護すべき鳥獣は保護し、減少させるべき鳥獣は管理しますので、煩雑になつて計画立案が困難になることはないと考えております。

被害防除対策に関するお尋ねがございました。鳥獣被害対策は、捕獲により生息数を適正にする個体数管理に加え、御指摘のありました、防護柵の設置等による被害防除対策も重要であると考えております。

被害防除対策については、政府として、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、市町村等の対策に財政支援を行つております。

また、環境省では、鹿、イノシシに関する特定計画策定のためのガイドラインを策定しております。この中で、耕作地周辺のやぶを刈り払う、取り残しの農作物を放置しないといった、被害の未然防除の考え方を示し、普及に努めているところでございます。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇〕

○国務大臣（林芳正君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

鳥獣被害防止特措法に基づく取り組みについてのお尋ねがありました。

平成十九年に成立した鳥獣被害防止特措法に基づきまして、被害防止計画を作成している市町村は千三百六十九まで増加するとともに、被害対策の中核を担う鳥獣被害対策実施隊、これは七百四十五まで増加をしております。

農林水産省では、これらの鳥獣被害対策に取り組みむ市町村に対して財政支援を行つておりまして、平成二十三年度の有害捕獲等によるイノシシ、鹿の捕獲頭数は、平成十九年度の約十八万七千頭から、平成二十三年度には約四十五万三千頭と、二倍強まで増加しているなど、一定の成果を上げているものと考えております。

なお、鳥獣被害防止特措法において、市町村が被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならないとされており、鳥獣保護法に基づいて都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画と十分整合性のとれたものとなつていると考えております。

以上です。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君） 吉田議員からは、野生鳥獣肉の衛生管理基準についてのお尋ねをいただ

きました。

食用に供される肉については、適切な衛生管理が求められておりますが、野生鳥獣は、飼育環境が管理されておらず、また、屠殺される場所が屋外であることなどから、一般の家畜とは異なる、独自の衛生管理が求められます。

このため、厚生労働省において、野生鳥獣肉の安全性の確保のための研究を進めており、その中で、病原微生物による汚染実態調査や、諸外国の調査を行っているところであります。

今後、これらの研究成果を踏まえ、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインの作成を進めていくことといたしております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣下村博文君登壇〕

○国務大臣（下村博文君） 吉田議員から、学校給食における野生鳥獣の利用についてお尋ねがありました。

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、子供たちに地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で有意義であると考えております。

御指摘の野生鳥獣については、一部の地域において、学校給食の中で、地元で捕獲した鹿やイノシシを使用した献立を取り入れ、環境教育や自然及び生命の尊重について教える取り組みが行われていると承知をしております。

文部科学省としては、こうした取り組みの実施については、地域の実情を踏まえ、関係機関との連携のもと、地域ごとに適切に判断されるべきものと考えております。（拍手）

○議長(伊吹文明君) それでは、次の質疑者、河野正美君。

(河野正美君登壇)

○河野正美君 日本維新の会の河野正美です。

ただいま議題となりました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、日本維新の会を代表して質問いたします。(拍手)

本法案は、保護によりふえた鹿やイノシシによつてもたらされた農作物被害の視点から、頭数管理の概念を加えて、いわゆる鳥獣保護法から鳥獣保護管理法に改めようとするものであります。

まず第一に、人間が生命のコントロールを試みることは、極めて重大な問題であり、必要最小限にとどめなくてはならないものと考えます。

改めて鳥獣行政の取り組みを振り返れば、明治六年に制定された鳥獣規則以降、その時々々の社会の要請に応じて、私たちの暮らしの平穏や、秩序の維持、鳥獣の保護や管理、それぞれに重点を置きながら、バランスをとりつつ、制度が定められてきました。

しかしながら、結果として、鹿やイノシシを初めとする個体数が激増し、生態系が危機に瀕することとなっています。

たび重なる法改正や新法の制定にもかかわらずこうした結果を招いたことについて、その理由をどのように捉えていますでしょうか。これまでの取り組みを振り返って、石原環境大臣がお考えになつていらっしゃる反省点や課題などをお示しください。

また、今回の法改正によつて危機的な状況が本当に回復できるとお考えでしょうか。重ねてお伺いいたします。

本改正案では、これまで都道府県が策定してきた計画が、第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画の二種類に区別して策定されることとなります。保護と管理の見きわめ、線引きは、難しい問題だと思います。何を根拠に、誰が、どのように判断するのか。これまで一本だった計画をあえて二種類に分ける意味はあるのでしょうか。

次に、管理を行う上でコントロール機能はどうするのか、お尋ねいたします。

保護も管理も、鳥獣の生態系を管理する観点では一体的に進めるべきものであり、わざわざ計画を二つに分ける意味は薄いと考えますが、石原環境大臣の見解を伺います。

このセンターは、兵庫県立大学自然・環境科学研究所の教員を中心とした研究部と、技術系の兵庫県行政職員から専任された森林動物専門員などによる業務部が、一つの機関のもとで連携しています。これにより、野生生物の生息地管理、個体数管理、被害管理を科学的、計画的に行う野生鳥獣の保護管理、いわゆるワイルドライフ・マネジメントが推進されています。

平成十九年に、議員立法で、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定されています。この法律に基づいて農林水産省が中心となり鳥獣被害対策を進めていますが、鳥獣保護法の法体系とは別に鳥獣被害対策の法制度がつけられたことで、国、都道府県、市町村の役割分担が不明確になったのではないかと指摘も聞かれます。

国全体レベルでも、こうした取り組みが必要ではないかと考えます。

鳥獣保護管理については、環境省が所管し、国が基本指針を作成して、それに即して都道府県が鳥獣保護管理事業計画を策定することになる一方で、鳥獣の被害対策については、農林水産省が所管し、国が基本指針を作成し、それに即して市町村が被害防止計画を策定する。つまり、鳥獣保護管理計画は都道府県、市町村は被害防止計画と、主体となる自治体が異なる上に、環境省と農林水産省の縦割りも存在します。

現在、捕獲した鳥獣の大部分は焼却処分等に行われています。食肉としての利用は、わずか七%程度との報告があります。

それぞれ、整合性をとるために、どのような取り組みをされているのでしょうか。石原環境大臣、林農林水産大臣、それぞれの見解をお尋ねいたします。

生命に感謝するという観点や、生命の連鎖という観点から、いわゆるジビエ料理などの食材として普及させることや、あるいは飼料などにすることを促進する考えはあるのでしょうか。捕獲した鳥獣の有効活用に関する政府の取り組みについて、石原環境大臣、林農林水産大臣にお尋ねいたします。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正美君の質疑

私も、中央環境審議会自然環境部会は、鳥

獣被害問題の背景には、産業構造の変化、都市部への人口集中などに伴う里山里地地域の無居住化などがあると答申しています。

里山が荒廃し、生態系が乱れ、人間の住む領域に鳥獣が来ることで農作物被害をもたらしていることから、水際の対策だけではなく、生育環境管理、自然環境を適切に保全するという観点はあるのでしょうか。今後の、高齢化社会や人口減少が進む中で、人と鳥獣との共存について、政府の考えている方向性を石原環境大臣にお尋ねいたします。

私のふるさと福岡県でも、さまざまな鳥獣被害が発生しています。

福岡県は、独自品種を活用したブランド化による、競争力ある産地の育成に取り組み、収益性の高い園芸農業への転換や、安定した水田農業の実現に努めています。そのため、被害額が大きくなります。平成二十四年度の農林水産物の被害額は、十四億三千四百万円に及び、イノシシ、鹿、カラスによる被害が七六%を占めています。

そこで、カラスによる被害についてお尋ねいたします。

福岡県では、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用した対策が進められています。

しかしながら、捕獲経費の補助単価が、大型獣類は一頭当たり八千円なのに対して、鳥類は一羽当たり二百円と、極端に差があります。駆除に用いる銃弾が一個二百円以上するため、実費負担が補助を上回ってしまいます。また、補助の条件が鳥類の回収となつていますが、鳥類の場合、全てを回収することは極めて困難であります。

情に応じた形で見直すべきと考えますが、林農林水産大臣はいかがお考えでしょうか。

また、こうした事業を実施するに当たり、捕獲、回収した鳥獣の確認や、補助金の申請、支払い業務など、市町村の事務作業が発生しているにもかかわらず、事務経費の補助がない状況にあります。

市町村の事務負担に見合った補助金制度となるよう考慮する必要があると考えますが、重ねて、林農林水産大臣の見解を伺います。

次に、海獣に関する水産物被害についてお尋ねいたします。

北海道などを中心として、アザラシやトドなどによる水産物被害が報告されています。

現在、アザラシは対象ですが、トドは対象外となっています。海洋哺乳類も鳥獣保護管理法の体系下に置くべきではないでしょうか。

襟裳岬周辺では、絶滅危惧種に指定されたゼニガタアザラシが、漁網にかかったサケなどを食べてしまうため、漁業経営に打撃を与えています。

そのため、一定数の捕獲なども検討されていますが、絶滅危惧種であるために、捕獲が許されない状況にあります。

保護と駆除の二者択一で生態系を管理するのではなく、捕獲により個体数がどのように影響するかなど、科学的な評価、分析を進めながら取り組んでいくべきと考えますが、石原環境大臣、林農林水産大臣の見解を伺います。

また、鳥獣保護法や水産資源保護法など、野生生物の法律での位置づけがばらばらになっているため、効率的な保護や管理が行えなくなっているのではないのでしょうか。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正美君の質疑

法体系を一体化した上で、各個体を初め鳥獣全体のバランスを見きわめながら対策を進めていく必要があると考えますが、石原環境大臣の見解を伺います。

今回の法改正では、鳥獣の管理の視点が盛り込まれるとともに、民間事業者やNPO法人などが事業を実施できるようにすることも、大きな政策転換だと思っています。

狩猟の担い手不足への危機感から、多くの主体が捕獲等の事業に参画できるようにすることで、人材を育成し、担い手をふやしていくという趣旨と受けとめていますが、狩猟者数など狩猟を取り巻く状況と法改正後の見通しについて、石原環境大臣の見解をお尋ねします。

現在、ライフル銃の所持許可要件の一つとして、空気銃などを十年以上継続して所持していることがありますが。担い手不足の背景には、猟銃を所持するための厳格な規制の存在が挙げられています。

例えば、東日本大震災で津波によりライフル銃を流された被災者の方々は、銃が見つからなかったり、さびなどにより登録した番号が読み取れないことから、亡失扱いとなり、失効となっております。再びライフル銃を所持するためには、散弾銃を改めて十年以上所持しなければなりません。このために、岩手、宮城、福島を中心に、狩猟の担い手が極端に不足し、捕獲圧が低くなつて、生態系が危機にさらされています。

被災された方々は銃の使い手として技能は変わりにないにもかかわらず、このような規制を課している銃刀法には、問題があると思います。もちろん、猟銃所持者による犯罪も発生してお

り、猟銃の取り扱いが厳しいことは、銃の危険性を鑑みれば、否定するものではありません。しかし、狩猟者の減少を考慮すれば、銃刀法は、改正を含めて検討する必要があるのではないのでしょうか。古屋国家公安委員会委員長のお考えをお聞かせください。

次に、民間業者等が銃器使用をなりたいとする点について、どのようにお考えでしょうか。

委託する民間業者やNPO法人の選定に関して、利益追求に走る可能性はないのでしょうか。営利目的が行き過ぎると、鳥獣の乱獲を招きかねません。そうした事態を避けるために政府はどのような備えをしているか、石原環境大臣にお尋ねいたします。

重ねて、猟銃を扱うこうした事業に反社会的な勢力が参入する危険性も懸念されます。これらの点にどのような対策を講じているか。果たして、委託する事業者の適格性が担保される法律となっているのでしょうか。認定鳥獣捕獲等事業者を認定する要件もお尋ねいたします。

また、関係団体からは、夜間狩猟の解禁は、危険であり、時期尚早という意見があります。

ライフルの到達距離は、八百メートルから一キロ以上、物によつては四キロにも及ぶと言われています。暗闇の中で、たとえ獲物が目視できたとしても、果たして、後方の安全性が確保されるのでしょうか。

明治六年の鳥獣規則制定以来禁止され続けていた日没から日の出までの間の銃猟を、一定の条件下とはいえ、一部解禁するに当たり、安全を確保するための体制について石原環境大臣はどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

住宅地での麻酔銃使用についてお尋ねいたします。

猿が住宅地に出没して、子供や老人にかみつくななどの被害が生じています。麻酔銃の到達距離はおおむね十五メートルと言われていますが、捕獲の実効性は望めるのでしょうか。

人家が密集する地域で麻酔銃を扱えるようになると、人に危害を与える可能性も高まるように感じられます。リスクを上回る効果が見込まれると考えておられるのか、石原環境大臣にお尋ねいたします。

我々日本維新の会は、自立する個人、自立する地域、自立する国家を実現するため、統治機構の改革、道州制の実現を目指しています。

例えば、鳥獣保護管理行政においては、九州が一つの道州となれば、農林水産省の九州農政局、九州森林管理局、環境省の九州地方環境事務所の機能が統合され、地域の実情に応じ、住民により近い立場から柔軟に対応できるようになります。

鳥獣は、県境をまたいで行動しており、各県が緊密に連携して対策を進める必要がありますが、一つの道州がそれを担えば、広域的な対策もより効率的に実施できます。

このように、地域のことは地域で決める行政を実現すれば、きめ細かい対応が可能になり、事務コストの削減にもつながると考えますが、新藤道州制担当大臣の見解をお尋ねいたします。

最後に、我が国固有の生態系を崩すことなく、人類と鳥獣が平和に共存できる国家となることを願って、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) 河野議員にお答えいたします。

これまでの鳥獣行政の取り組みについてのお尋ねがございました。

二ホンジカやイノシシの個体数の増加要因はさまざま考えられますが、耕作放棄地や放置された里地里山が、鳥獣の生息に適した環境となったこと、狩猟者が減少し、捕獲圧が減少したことなどが挙げられると思います。

現行法は、鳥獣を保護することを中心とする法律となっており、積極的な捕獲のための措置が位置づけられていませんでした。このため、今回の改正案により、法目的に「管理」を加え、積極的に必要な捕獲を行う事業を導入するなどの転換を図ることとしております。

環境省としては、現在の生態系の危機的状況を改善し、人と鳥獣の共生を図るため、改正法を活用した対策を進めていく所存です。

保護計画と管理計画についてのお尋ねがありました。

これまでの計画は、保護のためという位置づけの中で被害対策も行うこととしたため、減らすべき鳥獣に対する取り組みが不十分でした。

そこで、改正案では、特定計画を、保護のための計画と管理のための計画の二つに、明確に区分しております。これにより、目的を明確化した施策を効率的に進めることができると考えております。

環境省と農林水産省の施策の整合性についてのお尋ねがありました。

それぞれの法律のもとで策定される基本指針や

計画を整合的なものにするため、農林水産省と互いに協議をこれまで行ってきたところでもございます。

また、都道府県に対して、都道府県と市町村の双方の計画の整合性を確認するよう、指導助言をしているところでもございます。

専門職員の配置についてお尋ねがございました。

鳥獣行政は、基本的に都道府県の自治事務であり、地方分権推進の観点から、その実施に必要な職員配置は、都道府県知事が個々に判断すべきものと考えております。

一方、鳥獣行政の推進のためには、専門的人材の配置も含め、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材の育成と確保が重要と認識しております。

このため、環境省では、地方自治体の鳥獣行政担当職員を対象とした研修会の開催など、技術的支援を行っております。

本法律の成立後は、改正法が効果的に機能するよう、都道府県への必要な支援を検討するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

捕獲した鳥獣の有効活用についてのお尋ねがありました。

環境省としても、可能な場合は、捕獲した鳥獣を食肉などとして活用することが重要だと認識しております。関係省庁と連携し、食肉利用を含む鳥獣の有効活用の方策について検討していきたいと考えております。

人と鳥獣の共存についてのお尋ねがありました。

社会の高齢化や人口減少が進む中で、生態系が

乱れ、鳥獣被害の増加をもたらしている側面があるのは、事実として認識しております。

今後とも人と鳥獣が共存していくためには、生息環境管理の観点からも、自然環境の適切な保全が重要であると考えております。

海生哺乳類の取り扱いについてのお尋ねがありました。

海生哺乳類の保護管理に当たっては、御指摘のとおり、生息数などのデータを収集し、科学的な評価、分析を進めながら取り組んでいくべきだと考えております。

また、法律により対策の所管が分かれていますが、これまでも、水産庁及び北海道庁と、検討会等を通じて情報共有を図っており、今後も、より一層連携を強化してまいりたいと考えております。

鳥獣に関する法体系についてお尋ねがありました。

生物多様性基本法に基づき閣議決定された生物多様性国家戦略において、それぞれの法律に基づく施策の連携、調整を図り、総合的かつ計画的に対策を進めることとしております。これによりまして、全体として生物多様性の保全が図られるようになると考えております。

狩猟を取り巻く状況と法改正後の見通しについてのお尋ねがありました。

狩猟者の数は減少傾向にあり、昭和四十五年度にはおよそ五十三万人であったものが、およそ四十年の間に六割減少して、平成二十三年度には、およそ二十万人となりました。また、現在、狩猟者に占める六十歳以上の割合は六割を超えており、狩猟者の減少と高齢化は深刻な状況でございます。

ます。

生態系や農林水産業への鳥獣被害が深刻化している中で、これらの被害の防止のためには、鳥獣捕獲の担い手の育成は極めて重要な課題と考えております。

このような認識のもとで、今回の改正案では、鳥獣の捕獲を行う法人に対する認定制度を導入します。これは、これまでの個人の狩猟者による捕獲に加え、法人による組織的な捕獲を推進するものであり、これにより捕獲数の増加を図っていきたいと考えているところでございます。

鳥獣の捕獲等を委託する事業者についてのお尋ねもありました。

鳥獣の捕獲等の事業は、鳥獣行政を担う都道府県などが、計画に基づいて、捕獲する数や地域を限定して事業者に委託するものであります。このため、鳥獣の乱獲を招くような事態は想定しておりません。

認定要件でありますけれども、法人であること、安全管理体制や従業員の技能、知識が一定の基準に適合していること、役員が鳥獣法違反者でないこと等とし、詳細は環境省令で定めることとしております。

事業者の適格性が担保されるよう、具体的な認定要件についても検討してまいりたいと考えております。

銃による捕獲等の規制緩和についてのお尋ねがありました。

夜間の銃による捕獲等の規制を緩和するに当たっては、安全確保の観点から、厳格な要件のもとで、限定的に実施を認めることとしています。具体的には、夜間の銃による捕獲等は、都道府県

または国の機関の委託を受けた認定事業者に限定して認めます。

さらに、認定事業者が夜間の銃による捕獲等を実施するに当たっては、実施日時、実施区域、実施方法、安全管理体制などが適切であることについて都道府県知事の確認を受けることとしており、これらの確実な実施により、安全を確保してまいりたいと考えております。

最後に、麻酔銃の使用についてお尋ねがございました。

麻酔銃は、有効射程距離が短いため、誤射の危険性が小さいとされております。

改正案では、真に必要な場合に限って、人身に危害を加えることなく行われるよう、都道府県知事の許可制としたところでもあります。

今般の措置により、人家が密集する地域においても、より安全かつ速やかに捕獲することが可能になると考えております。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇)

○国務大臣(林芳正君) 河野議員の御質問にお答えいたします。

鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法に基づく取り組みの整合性についてのお尋ねがありました。

鳥獣被害防止特措法において、市町村が被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならないとされておりまして、鳥獣保護法に基づいて都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画と十分整合性のとれたものとなっていると考えております。

また、鳥獣被害対策については、環境省とともに関係省庁連絡会議を開催するなど、関係省庁一丸となつて取り組む体制を整えるとともに、農林水産省と環境省において、十年後までに鹿とイノ

シシの個体数を半減する目標、これを掲げまして、捕獲対策を強化することとするなど、環境省と連携して取り組んでおります。

次に、捕獲鳥獣の有効利用についてのお尋ねがありました。

農林水産省においては、鳥獣被害対策における捕獲後の処理の一環として、捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、販売面の強化を目指す取り組みを支援するとともに、狩猟者、加工事業者、販売事業者などの関係者が連携しながら行う、ジビエ商品の開発や販路開拓などの六次産業化の取り組みについて、支援しているところであります。

引き続き、地域の実情に応じた野生鳥獣の食肉等の利活用について、各種支援を講じてまいります。

次に、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における支援単価等についてのお尋ねがありました。

農林水産省においては、深刻化、広域化する野生鳥獣による農産物被害の主な原因となっている鹿及びイノシシを中心に緊急的に捕獲を進めるため、捕獲経費の二分の一相当を支援する措置を平成二十四年度補正予算において講じております。

議員御指摘のクラスを含めた鳥獣については、本年四月に、特定の鳥類の捕獲強化が地域の被害軽減の促進に不可欠な場合に支援単価を弾力化できるようにするとともに、捕獲個体の回収等についても、地域の実情に応じた対応ができることを明確化したところであります。

次に、市町村の事務負担に見合った補助金制度についてのお尋ねがありました。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策において、事業実施主体である市町村や地域協議会が支払い事務に伴う捕獲現場での確認等に要した経費について

は、補助対象としております。

今後とも、地域の実情を踏まえつつ、事業を実施してまいりたいと思っております。

最後に、ゼニガタアザラシ対策についてのお尋ねがありました。

ゼニガタアザラシについては、環境省において、漁業との共存に向けて、今後、生息数などのデータの収集と分析等が進められるものと承知しております。

農林水産省としても、環境省に対し、これまでの蓄積したトド被害防除に関する情報提供、専門家の派遣等によつて協力してきたところであります。引き続き連携をしながら、海獣被害対策に取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣古屋圭司君登壇)

○国務大臣(古屋圭司君) 河野議員にお答えをいたします。

銃刀法の改正を含めた検討の必要性についてお尋ねがございました。

警察としても、鳥獣被害対策の重要性は認識をいたしておりますが、銃砲の規制は治安の根幹をなすものであることから、銃砲による事件、事故防止の観点からは、ライフル銃の所持許可要件を一律に緩和するなどの法改正を行うことは、適当ではないと考えております。

他方で、警察としては、銃刀法の規定に基づき、市町村が設置をする鳥獣被害対策実施隊の隊員について、猟銃の所持期間が十年未満でもライフル銃の所持許可の対象としており、今回の鳥獣保護法改正案の認定鳥獣捕獲等事業者についても、同様の措置を講ずることが可能か、環境省と検討することといたしております。

このほか、本年度より、各種講習の休日開催等を全国警察に指示したところであります。

今後とも、銃砲の規制とのバランスを考慮しつつ、必要な措置を講じてまいります。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇)

○国務大臣(新藤義孝君) 河野議員から、道州制についてのお尋ねをいただきました。

道州制の導入は、国と地方の役割分担を見直し、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、国家の統治機能を集約、強化することを目指すものであります。

御指摘の鳥獣保護管理行政のように、都道府県の区域を超える広域的な行政課題に効率的に対応するために道州制も一つの有効な方策であると考えられますが、道州制の導入は、何よりも、国と地方のあり方を根底から見直す大きな改革であることから、その検討に当たっては、国民的な議論が必要です。

現在、与党において、道州制に関する基本法案について、その早期制定を目指し、精力的に議論が行われているところであります。政府としては、国会等における議論の動向を踏まえながら、取り組んでまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって、予定されておりました質疑は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

(議案提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る四日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

建設業法等の一部を改正する法律案
建築基準法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)
道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

以上二件 国土交通委員会 付託

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)

総務委員会 付託

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

以上二件 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査)

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査)
電波法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る四日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外四名提出)

通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
貿易保険法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十六年四月四日
決算行政監視委員長 松浪 健太

衆議院議長 伊吹 文明殿

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
いわゆる袴田事件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の河野談話見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出第二次安倍内閣の河野談話承継に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全權大使の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問に対する答弁書

平成二十六年三月二十五日提出
質問 第八八号

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書

二〇一〇年、我が国での在留期限が切れ、成田空港から強制送還されたこととなったガーナ人男性が、送還される際に急死した件につき、同男性の妻が、男性が急死したのは東京入国管理局の職員による過剰な制圧行為が原因であるとして、国に損害賠償を求めている訴訟の判決が、本年三月十九日なされた。東京地裁の小林久起裁判長は、入管職員の違法な制圧行為により、同男性が窒息死したことを認定し、国に約五百万円の支払いを命じている。右を踏まえ、以下質問する。

一 今回の判決に対する政府、特に法務省の見解如何。

二 本年三月十九日付朝日新聞夕刊の記事には、ガーナ人男性が猿ぐつわをされるように口をふさがれ、両手首をズボンのベルトに固定されている画像が掲載されている。当時、東京入国管理局として、同男性にこれほど嚴重な制圧を科すことの合理的な理由はあったのか。政府、法務省の説明を求める。

三 ガーナ人男性に対して過剰な制圧行為をした者の官職氏名を明らかにされたい。あわせて、その当時の法務省入管局長並びに東京入管局長の氏名も明らかにされたい。

四 政府、特に法務省として、今回の判決にあるように、ガーナ人男性の死因は東京入国管理局職員による過剰な制圧行為による窒息死であることを認め、賠償に応じる考えはあるか。

五 今回のガーナ人男性のケースと同様に、在留期限が切れた外国人を本国に送還する際、過剰な制圧行為が科され、死亡者が出たケースは過去にあるか。

六 我が国への違法な在留はきびしく取り締まられるべきであるが、今回のガーナ人男性のケースのような、過剰な制圧行為が科され、死亡者が出る事態は避けられなくてはならないと考える。政府、特に法務省として、今回のケースを

機に、入管行政の実態を徹底調査し、改善策を講ずる考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一八六第八八号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問に対する答弁書

一及び六について

御指摘の東京地方裁判所判決については、御指摘のガーナ人男性(以下「当該男性」という。)の死因、制圧行為と死亡との因果関係の有無、制圧行為の違法性の有無等について、被告国の主張とは異なる認定がなされたため、平成二十六年三月三十一日に控訴したところである。

他方、当該男性の死亡事案が発生したことを踏まえ、法務省入国管理局において、より安全かつ確実な送還に万全を期すため、護送及び送還に係る所要の通達を発出するとともに、護送及び送還を担当する入国警備官の実技訓練を継続的に実施するなどしている。

二から五までについて

お尋ねは、現在裁判所に係属中の事件に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えた

なお、当該男性の死亡事案が発生した当時の法務省入国管理局長は田内正宏、東京入国管理局長は高宅茂である。

平成二十六年三月二十五日提出
質問 第八九号

駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問主意書
本年三月十九日、駐日ガーナ大使が借りていた東京都渋谷区内のビルの一室(以下、「部屋」とする。)がバカラ賭博の会場として使われていたことが警視庁の調べで明らかになったと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 本年三月十九日付読売新聞夕刊の記事(以下、「記事」とする。)によると、警視庁は三月五日午後十一時過ぎに「部屋」に踏み込み、男女十名を賭博開帳図利容疑で現行犯逮捕をしたとのことであるが、政府、警察庁としていつから賭博の事実を知っていたか。

二 「部屋」に踏み込んでから二週間もの日にちをかけて、警視庁が今回の事件を公表したのはなぜか、政府として把握しているか。

三 「記事」によると、逮捕された容疑者の一人が「ガーナ大使館の施設は治外法権で、日本の警察には捕まらな」と思った。大使も店に来ていたと述べているところがあるが、駐日ガーナ大使も「ビル」に入りしていたという事実があるか、政府として把握しているか。

四 政府として、駐日ガーナ大使への事情聴取がなされているか把握しているか。

五 今回の事件以外にも、我が国にある各国の在外公館において、賭博等の違法行為が行われている事例は過去にあったか。あるのなら、その事例を明らかにされたい。

内閣衆質一八六第八九号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、捜査機関の具体的活動に関わる事柄が含まれており、今後の捜査活動に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

平成二十六年三月二十五日提出
質 問 第 九 〇 号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問主意書

沖縄県宜野湾市にある米海兵隊普天間飛行場を名護市辺野古に移設する政府案に反対し、普天間飛行場の県外移設を訴え、二〇一〇年の知事選挙で当選し、再選を果たした沖縄県の仲井真弘多知事が、昨年十二月二十七日、一転して辺野古の埋め立てを承認した。一方で、本年一月十九日、沖縄県名護市長選挙が執行され、反対する現職が二期目再選を果たした。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第五九号)並びに「政府答弁書一」(内閣衆質一八六第四号)「政府答弁書二」(内閣衆質一八六第四号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「政府答弁書一」、「政府答弁書二」における各答弁内容につき、それが起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官と防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたかと問うたが、「前回答弁書」では「防衛省地方協力局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とあるだけで、明確な答弁は何もなされていない。西正典防衛事務次官と黒江哲郎防衛省官房長は、「政府答弁書一」、「政府答弁書二」における各答弁内容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、その内容を事前に承知し、把握していたか。明確に答えられたい。

二 過去の質問主意書で、名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることは現実であり得るのではないのか。

か、また政府が辺野古移設を断行することにより、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないかとの問いに対し、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では、何ら明確な答弁がなされていない。一方、「前回答弁書」においては、「政府としては、お尋ねの沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る『ような事態は想定していないが、お尋ねの『機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突』が生じないようにするために、こう尋ねの『御理解を得るべく全力で取り組みながら、』との答弁がなされている。『政府答弁書一』及び『政府答弁書二』において、右のような答弁がなされず、『前回答弁書』においてようやく質問の趣旨を踏まえた答弁がなされた理由は何か説明されたい。

三 二で指摘したように、「前回答弁書」と異なり、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では質問の趣旨を正確にとらえた答弁がなされていないのにも関わらず、「前回答弁書」においてそれらの答弁が「国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して、その趣旨を踏まえて誠実に答弁している。」との答弁がなされているのはなぜか。「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」の答弁のどこに誠実さがあるのか説明されたい。

四 「前回答弁書」で政府は、「政府としては、お尋ねの『沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る』ような事態は想定していない」と述べているが、政府

として、沖縄県民の思いを十分把握しているのか、はなはだ疑問である。政府が想定していないだけで、沖縄県における世論では、辺野古移設を断行するのなら日本国家から独立するという志向が実際に高まりつつあるのではないのか。明確な答弁を求める。

五 「前回答弁書」で政府は、「現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えている。『機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突』が生じないようにするために、こうした考え方を引き続き誠実に説明し、』と答弁している。辺野古移設を政府が強行すれば、当然物理的な衝突が生じるのは明らかであると考ええる。辺野古移設に反対する住民と政府側との物理的な衝突が生じないようにするためには、辺野古移設を政府が断念するしかないのではないか。明確な答弁を求める。

六 政府は米海兵隊普天間飛行場の辺野古移設を実現できると考えているのか。沖縄県民の思いを踏まえる時、辺野古移設は断念し、別の方法を考えることが最良の方法だと考えるが、政府の見解を明確に述べられたい。

内閣衆質一八六第九〇号
平成二十六年四月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年三月十四日内閣衆質一八六第五九号）一、二、四、五、七、八、十、十一及び十三についてにおいて、「同省においてしかるべく決裁を経た上で」とお答えしたところである。

二及び三について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して、その趣旨を踏まえて誠実に答弁してきており、御指摘は当たらないと考えている。

四から六までについて

普天間飛行場の移設については、沖縄において様々な意見があることは承知しているが、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えている。

平成二十六年三月二十五日提出
質 問 第 九 一 号

安倍政権の河野談話見直しに関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍政権の河野談話見直しに関する質問主意書

二〇一四年三月十四日の参議院予算委員会で、

平成二十六年四月八日 衆議院会議録第十五号

安倍首相は慰安婦問題について「この問題についてはいわゆる河野談話がある。この談話は官房長官の談話ではあるが、安倍内閣でそれを見直すことは考えていない」（答弁二）と答弁した。また菅官房長官も「河野談話については、第一次安倍政権で閣議決定された答弁書に示している通り、政府の基本的立場は官房長官談話を継承するということだ」（答弁二）と答弁している。

以下、質問する。

一 答弁一の通り、河野官房長官談話について「安倍内閣でそれを見直すことは考えていない」という安倍首相の発言に間違いはないか。

二 河野官房長官談話における以下の記述について、安倍首相は同じ認識か。

1 「慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」

2 「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」

右質問する。

内閣衆質一八六第九一号
平成二十六年四月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員 辻元 清美

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の河野談話見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

議長への報告

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の河野談話見直しに関する質問に対する答弁書

一について

安倍内閣総理大臣は、本年三月十四日の参議院予算委員会において、御指摘のとりの答弁を行っている。

二について

政府の基本的立場は、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の2についてでお答えしたものと同一である。

平成二十六年三月二十五日提出
質 問 第 九 一 号

安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問主意書

二〇〇七年三月八日提出の辻元清美の質問主意書における「三」3 政府は「慰安婦」問題について「すでに謝罪済み」という立場をとっているが、

いつの、どの文書や談話をもって謝罪しているという認識か。すべて示されたい」という問いに対し、第一次安倍政権は「御指摘の件については、官房長官談話においてお詫びと反省の気持ちを申し上げている」とおりである。という答弁を閣議決定している。

菅官房長官は、二〇一三年六月三日の衆議院決算行政監視委員会における辻元清美の質問に対し

て、「（第一次安倍内閣の）前の閣議決定を否定するとかそういうことは全く、見直しをするとかいったことはありません。閣議決定が私はすべてだと。現在の安倍内閣においてもすべてでありま

す」と答弁している。上記の答弁もまた現在の安倍内閣において「すべて」であるという認識かどうかを確認するものである。

従って、以下、質問する。

一 政府は「慰安婦」問題について「すでに謝罪済み」という立場をとっているが、いつの、どの文書や談話をもって謝罪しているという認識か。すべて示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第九二号
平成二十六年四月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員 辻元 清美

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の3についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年四月八日 衆議院會議録第十五号

議長の報告

平成二十六年三月二十六日提出
質 問 第 九 三 号

社会保険料算出における「交通費」の取り扱い
に関する再質問主意書

提出者 中根 康浩

社会保険料算出における「交通費」の取り扱い
に関する再質問主意書

一 「通勤手当」は「使用者が支給することは法律
上義務付けられておらず、また、現実にも通勤
手当の支給がない事業所も存在することから、
社会保険料の算定の基礎となる報酬に含まれ
る」と答弁されているが、「通勤手当」は労働者
の可処分所得になるようなものではなく、あく
までも通勤にかかる「経費」に他ならず、「報酬
」と言えないと考える。改めて、政府のご見解を
示されたい。

二 「通勤手当」の増額により「報酬が増えること
に伴い社会保険料が増える場合があり得ること
は承知しているが、これは、報酬が増えたこと
による結果である」と答弁されているが、一の
質問と同様に、労働者が自由に費消できる性質
でないものが増えたことにより労働者や事業者
にも社会保険料が増えるのは社会保険料の財源
確保ありきの考え方で適切ではないと考える。
政府のご見解を示されたい。

三 「事業主にとっても本人にとってもメリッ
トのない選択を迫られるケース」とは、例えば事
業主からみても、雇用し続けたい労働者が親の
介護のために遠距離通勤を余儀なくされる場合
のようなケースを想定した問いである。

介護離職を防ぐことや、このような遠距離介

護を支援するためにも「通勤手当」を社会保険料
の算定から外し、労働者並びに、事業者の負担
を軽減することを検討すべきではないか。政府
のご見解を示されたい。

四 「仮に、通勤手当を社会保険料の算定の基礎
から除いた場合には「保険料収入が減少し」な
どあるが、このような観点は、労働者や事業
者の声を反映した考えとは言えず、財政偏重の
考え方は適切ではないと考える。政府のご見解
を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八六第九三号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出にお
ける「交通費」の取り扱いに関する再質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出
における「交通費」の取り扱いに関する再質
問に対する答弁書

一 から三までについて

お尋ねの「通勤手当」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、通勤に要する費用を支
弁するために支給される手当（以下「通勤手当」
という。）については、使用者が支給することは
法律上義務付けられておらず、また、現実にも
通勤手当の支給がない事業所も存在することを
踏まえれば、通勤手当は、労働者が労働の対償
として受けるものとして、健康保険及び厚生年

金保険（以下「社会保険」という。）における報酬
（以下「報酬」という。）に含まれるべきものと考
えている。社会保険においては、多様な働き方
や賃金体系がある中、賃金、給料、俸給、手
当、賞与その他いかなる名称であるかを問わ
ず、労働者が労働の対償として受ける全てのも
のを報酬として社会保険の保険料（以下「社会保
険料」という。）の算定の基礎とすることによ
り、被保険者間の負担の公平を図っているもの
であると考えており、御指摘のケースのような
個別の事情によってその取扱いを変えるべきで
はなく、「社会保険料の財源確保ありきの考え
方」との御指摘は当たらない。

四について

御指摘の観点については、平成二十四年九月
に厚生労働省内に設置された検討会において示
された、社会保険料の算定における通勤手当の
取扱いに関する論点の一つであり、先の答弁書
（平成二十六年三月二十日内閣衆質一八六第七
〇号）三及び四についてお答えしたとおり、
政府としては、様々な論点が表示されている中で
特定の論点のみをもって検討すべき問題ではな
いと考えているため、「労働者や事業者の声を
反映した考えとは言えず、財政偏重の考え方は
適切ではない」との御指摘は当たらない。

平成二十六年三月二十七日提出
質 問 第 九 四 号

第二次安倍内閣の河野談話承継に関する質問
主意書

提出者 赤嶺 政賢

第二次安倍内閣の河野談話承継に関する質
問主意書

菅義偉内閣官房長官は、三月十一日の記者会
見で「安倍政権は河野談話を継承するとたびた
び申し述べてきた」と述べたと報じられてい
る。第二次安倍内閣は、いつ、どのような場
で、どのように河野談話の承継を言明してきた
のか明らかにされたい。

二 河野談話は、「われわれは、歴史研究、歴史
教育を通じて、このような問題を永く記憶にと
どめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固
い決意を改めて表明する」としている。安倍内
閣が河野談話を継承しているのであれば、河野
談話のこの決意に関して、どのような取り組み
を行ってきたか、また、今後、どのような取
組みを行っていく決意か。安倍内閣の見解を問
う。
右質問する。

内閣衆質一八六第九四号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出第二次安倍内閣
の河野談話承継に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出第二次安倍内閣
の河野談話承継に関する質問に対する答弁
書

一について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困

難であるが、政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の2についてで答えしたものと同じであることを、累次にわたり、述べてきたところである。

二について
平成五年八月四日の内閣官房長官談話の趣旨は、慰安婦問題を長く記憶にとどめ繰り返さないという決意を表明したものであるが、特に具体的な研究や教育を念頭に置いたものではない。

平成二十六年三月二十七日提出
質 問 第 九 五 号

いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問主意書

本年三月二十三日の北海道新聞三十五面に、「慰安所 軍の金で口止め インドネシア 元日本兵、六十二年に証言 法務省資料 連行の実態も」との見出し記事（以下、「道新記事」とする。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、「道新記事」を承知し、その内容を把握しているか。

二 「道新記事」には、「太平洋戦争中にインドネシアのバリ島に海軍兵曹長として駐屯していた男性が、一九六二年の法務省の調査に『終戦後

平成二十六年四月八日 衆議院会議録第十五号

（慰安所を戦争犯罪の対象に問われないよう）軍から資金をもらい、住民の懐柔工作をした」と供述していたことが分かった。」「元曹長は『慰安婦として』現地人など約七十人を連れてきた。」「他にも約二百人を部隊の命で連れ込んだ」などと連行の実態も説明していたとの記述がある。右記述にある元海軍兵曹長とは誰か、政府として把握しているか。

三 政府として、二の記述のようなことが、実際に旧日本軍においてなされたのか否かを把握しているか。

四 本年三月十四日の参議院予算委員会において、安倍晋三内閣総理大臣は、従軍慰安婦に関する河野談話を見直すことはしないと声明した。その一方で、菅義偉内閣官房長官は、同談話の検証作業は続けると述べ、更に与党幹部の一人は、検証の結果によっては新たな談話をつくることもある旨述べている。河野談話の見直し云々に言及する以前に、「道新記事」に出てくるような従軍慰安婦の実態を政府として再度調査をすることが必要なのではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一八六第九五号
平成二十六年四月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

議長報告

（別紙）

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事の内容は承知している。

二及び三について

個々の新聞記事の内容に関し、お答えすることは差し控えたい。

四について

いわゆる従軍慰安婦問題の調査については、政府としては、これまで、平成四年七月六日と平成五年八月四日の二度にわたり、その結果を発表し、同日の調査結果の発表は、政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、一つの区切りをなすものであることから、改めて御指摘のような「調査を行う考えはない。

なお、政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の2についてで答えしたものと同じであり、平成五年八月四日の内閣官房長官談話に関して新たな談話を発表することは考えていない。

平成二十六年三月二十七日提出
質 問 第 九 六 号

原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問主意書

本年三月二十六日付朝日新聞記事（以下、「朝日記事」とする。）によると、福島県を除く原発立地の十二道県が条例で独自に制定している核燃料税につき、八道県において、原発が停止された後でも電力会社に課税がなされる仕組みに変えられており、課税分は電気利用者への電気料金の値上げで賄われていることがわかったと報じている。右を踏まえ、質問する。

一 「朝日記事」を政府は承知し、その内容を把握しているか。

二 「朝日記事」でも触れられている核燃料税につき、その趣旨、目的等、改めてその概要を説明されたい。

三 「朝日記事」にある、八道県における核燃料税の仕組みが変更されていたことを、政府として事前に承知していたか。

四 三の変更は適切であり、八道県の電気利用者への理解を得られるものであるか。原発停止後も、電力料金の値上げを、つまり電気利用者、一般国民に負担を強いる形で核燃料税が課税されている状況は適切であるか。政府の見解を示されたい。

五 「朝日記事」に書かれている八道県の状況は、原発立地自治体の原発への依存を不健全な形で続けさせるものであり、是正が必要であると考えるが、政府として、八道県に意見を伝える考えはあるか。

右質問する。

平成二十六年四月八日 衆議院會議録第十五号

議長の報告

一六

内閣衆質一八六第九号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については承知しており、その内容は把握している。

二について

核燃料税（青森県が課税する核燃料物質等取扱税及び茨城県が課税する核燃料等取扱税を含む。以下同じ）は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日現在、十二の道県において、原子力発電所の立地に伴う財政需要の増加に対応する等のため、原子炉に挿入された核燃料の価額等に応じて課税している道府県法定外普通税であるが、その税率、課税標準等は、各道県により異なるものである。

三について

地方税法第二百五十九条第一項の規定により、道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされており、お尋ねの「八道県における核燃料税の仕組みが変更されていたこ

と」についても、同項の規定に基づく手続が行われている。

四及び五について

お尋ねの八道県の核燃料税に係る条例は、いずれも、当該道県の住民によって選挙された議員により構成される議会において、地方税法第二百五十九条第二項に規定する特定納税義務者である電気事業者の意見も聴いた上で、制定されたものと承知している。

また、総務大臣は、同法第二百六十一条の規定により、道府県法定外普通税の新設又は変更に係る協議の申出を受けた場合には、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること等、同条各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならぬこととされているとともに、同法第二百六十条の二の規定により、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととされている。お尋ねの八道県の核燃料税についても、これらの規定に従って総務大臣が同意したものであり、政府としては、「是正が必要である」とは考えていない。

平成二十六年三月二十七日提出

質問 第九七号

ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する再質問主意書
本年三月六日付産経新聞に、「露は世界の安保秩序揺るがす」との見出しで、坂田東一駐ウクラ

イナ日本国特命全権大使の発言が掲載されている。右記事（以下、「産経記事」とする。）と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第七号）を踏まえ、以下質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、我が国の特命全権大使が、政府、外務省の公式見解と反する内容の発言をすることは許されるかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府を代表して行う発言が日本政府の見解に反することは許されない」との答弁がなされている。我が国の特命全権大使が、政府の見解に反した発言をし、処分を受けた事例は過去にあるか。

二 「前回答弁書」で政府は、坂田大使の発言は基本的に政府の公式見解を踏まえたものであり問題視しない旨の答弁をしている。「産経記事」に掲載されている坂田大使の発言は、ロシアに対しては「世界の安保秩序を脅かしている」、ウクライナに対しては「汚職まみれ」との表現を用いる等、政府の公式見解に沿った言動が求められる特命全権大使の発言としてはいささか表現が妥当でないと思われるものがあると考え、政府の見解如何。

三 前回質問主意書でも触れたが、ヤヌコビッチ政権の後を受け継いだ現政権は、アンチ・セミティズム（反ユダヤ主義）、更にはナチス・ドイツに協力したウクライナ人国粋主義、バンデラ主義の信奉者らが暴力により政権を奪った結果発足したものである。現在のウクライナ政府には危険な民族排外主義的傾向があると思われるが、右につき政府の見解如何。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

四 本年三月十六日、ウクライナのクリミア自治共和国において住民投票がなされた結果、九割を超える圧倒的多数の住民がロシアへの編入を望む民意を示した。右を受けロシアのプーチン大統領は、同月十八日、同共和国とセバストポリ市を自国に編入することを表明した。右に対する政府の見解を改めて示されたい。

五 ロシアをG8から離脱させるべきとする意見が、先のG7首脳会議で出ているが隣国であるロシア、日露関係を考える時、欧米と同じ価値観ではなく日本独自の外交をすべきと考えるが、政府の見解を求める。

六 ウクライナに千五百億の支援を表明しているが、三でふれた様に現ウクライナ政権がウクライナの安定と発展に資するかどうかわからないにも関わらず、国民の税金を使う判断は何を根拠にしているのか明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一八六第九七号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において把握している範囲では、特命

全権大使の発言が日本政府の見解と異なるとして処分を受けた事例としては、平成二十四年六月、丹羽宇一郎中華人民共和国駐劔特命全権大使(当時)が玄葉光一郎外務大臣(当時)から注意を受けた例がある。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年三月二十日内閣衆質一八六第七三号。以下「前回答弁書」という。)三から六まで及び十から十二までについてでお答えしたとおりである。

三について

四について

お尋ねについては、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するものであり、国際法違反であると認識している。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国としては、主要国首脳会議参加七か国と連携しながら、ロシアとも意思疎通を図り、ウクライナに関する問題の平和的・外交的な解決に向け、役割を果たしていく考えである。

六について

政府としては、ウクライナの経済的安定のための支援の重要性については、国際通貨基金と同国政府との間で同国の経済改革に対する支援に関する協議が行われていること、また、平成二十六年三月二十四日に主要国首脳会議参加七か国首脳により発出された「ハーグ宣言」においても言及されていることなどから、国際的に広く認識されていると考えている。このような現

状を踏まえ、政府として、国際通貨基金と同国政府との間で経済改革に関する合意が成立すること等を前提に、今後、最大約千五百億円の支援を行うことを表明したものである。

平成二十六年三月二十七日提出
質 問 第 九 八 号

いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問
主意書

提出者 長妻 昭

いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問
問主意書

一 平成二十四年度、国保の保険料滞納のため差し押さえ(滞納処分)を受けた件数は全国で二十四万三千五百四十件にのぼる。この五年で倍、この十年で四倍にも増えている。

① この差し押さえを受けた世帯のうち、本来は、企業等で働き、ルール上、企業等の健保に加入すべき人が、いらつしやった場合、その差し押さえは適切であると言いつけるか。

② ①のようなケースが何件あるのか、サンプル調査を要請するが、いかがか。調査をしないとするれば、その理由を明確にお示し願いたい。内閣の見解を問う。

③ 厚生労働省に、ある市(A市)における国保の差し押さえ(平成二十五年十一月〜二十六年一月まで)、六件を調査してもらった。うち、世帯主が被用者であるのが何件あったか。その被用者である世帯主は、ルール上、企業等の健保に加入すべき人かどうか、お示し願いたい。

二 平成二十四年度、国民年金の保険料滞納のため財産差し押さえ(強制徴収)を受けた件数は六千二百八件にのぼる。

① この差し押さえのきつかけとなった保険料滞納者のうち、本来は、企業等で働き、ルール上、厚生年金や共済年金に加入すべき人が、いらつしやった場合、その差し押さえは適切であると言いつけるか。

② ①のようなケースが何件あるのか、サンプル調査を要請するが、いかがか。調査をしないとするれば、その理由を明確にお示し願いたい。内閣の見解を問う。

三 本来、ルール上、企業等の健保や厚生年金に加入すべき人が加入できず、国保や国民年金に追いやられているケースでは、それが判明した時点から、二年間は遡って、企業等から保険料の半額である事業主負担を徴収することができ

る。この制度は、年間でどの程度使われているのか。それが不明であれば、調査していただきたいが、いかがか。内閣の見解を問う。

答弁は、質問番号を束ねた雑なものではなく、質問番号ごとに区切って、具体的に答弁いただくことを要請する。
右質問する。

内閣衆質一八六第九八号

平成二十六年四月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員長妻昭君提出いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問に対する答弁書

一の①及び②について

国民健康保険の保険料等を滞納した者に対する財産の差押えは、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十九条の二、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三等の規定に基づき行われているものである。

御指摘のように、本来、健康保険に加入すべき者が国民健康保険の被保険者となっている場合、そのことは適切なものとはいえないが、当該者の勤務先が健康保険の適用事業所若しくは健康保険を適用すべき事業所であるかどうか、又は当該者の勤務形態が健康保険の被保険者資格を満たすかどうかについては、実際に事業所に対する調査を行って初めて把握可能であるため、現在行っている事業所に対する必要な調査に更に取り組み、確実な適用を進めていくことを優先すべきであると考えており、国民健康保険の保険料等を滞納した者に対する財産の差押えのうち、本来、健康保険に加入すべき者に対して行われたものの件数について、御指摘のサンプル調査による実態把握を行う考えはない。

一の③について

御指摘の調査は、国会議員の求めに応じて厚生労働省の担当者が、一市の行った滞納処分の状況について、当該市の担当者に対し電話により照会したものであり、当該担当者によれば、平成二十五年十一月から平成二十六年一月までの間に当該市が行った六件の滞納処分のうち、

9 市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化

に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

第九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「方針」の下に「に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。

第十条第一項中「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第十一条第二項中「第九条第五項から第十二項

まで」を「第九条第六項から第十五項まで」に改める。

第十二条第一項中「第九条第七項」を「第九条第十項」に改める。

第十三条第一項中「第九条第七項各号」を「第九条第十項各号」に改め、同条第三項中「第九条第十項」を「第九条第十三項」に改め、同条第四項中「第九条第十項」を「第九条第十三項」に、「同条第五項」を「同条第六項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第七項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「（以下「機構」という。）」を加える。

第十七条第一項中「第九条第七項」を「第九条第十項」に改める。

第十九条中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第七十一条」を「第八十二条」に改める。

第七十三条中「前三条」を「第八十条、第八十二条第一号若しくは第二号又は前条」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十二条中「又は第五十条」を「、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十一条に次の三号を加える。

- 三 第三十六条第七項の規定に違反した者
- 四 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 五 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十一条を第八十二条とする。

第七十条の前の見出しを削り、同条第一号中「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二号中「第五十五条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同条を第八十条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十六条第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他の不正の手段により中心市街地特例通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第六十九条を第七十九条とする。

第六十八条中「第四十条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第五十条」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十七条を第七十七条とし、第六十六条を第七十六条とし、第五章中第六十五条を第七十五条とし、第六十二条から第六十四条までを十条ずつ繰り下げる。

第六十一条第二項中「すべて」を「全」に改め、同条を第七十一条とし、第六十条を第七十条とし、第五十九条を第六十九条とし、第五十八条を第六十八条とする。

第五十七条第二号中「第九条第八項」を「第九条第十一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第六十七条とし、第五十六条を第六十六条とする。

第五十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第

三十七條第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第三十七条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第四項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第三十六条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、第四章第三節中同条を第六十五条とし、第五十四条を第六十四条とする。

第五十三条第三項及び第五項中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第五十二条を第六十二条とし、第五十一条を第六十一条とする。

第四章第三節を同章第四節とする。

第五十条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章第二節中第五十条を第六十条とする。

第四十九条中「認定特定事業者」に、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十八条を削る。

第四十七条第一項及び第三項中「第四十条第四項」を「第四十八条第四項」に改め、同条第四項中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第五項中「第七条第九項第四号ロ」を「第七条第十一項第四号ロ」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十八條 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十條第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗(次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。)については、大規模小売店舗立地法第五條、第六條第一項から第四項まで、第七條から第十條まで、第十一條第三項、第十四條及び附則第五條の規定は、適用しない。

2 認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

3 認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第四十六條中「第七條第九項第三号」を「第七條第十一項第三号」に改め、同條を第五十六條とする。

第四十五條中「第四十四條第一号」を「第五十四條第一号」に、「第四十四條各号」を「第五十四條各号」に改め、同條を第五十五條とし、第四十四條を第五十四條とする。

第四十三條第一項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に、「同條第九項第一号」を「同條第十一項第一号」に改め、同項の表第三條第一項の項中「第四十三條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同條第二項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に、「同條第九項第一号」を「同條第十一項第一号」に改め、同條第十一項第一号

第一号」に、「第四十三條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同條第三項中「第四十三條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同條を第五十三條とする。

第四十二條の見出しを「(機構の行う経済活力向上業務)」に改め、同條中「認定特定民間中心市街地活性化事業者」の下に「又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者(第五十九條において「認定特定事業者」という。)」を、「認定特定民間中心市街地活性化事業者計画」の下に「又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(次條及び第五十九條において「認定特定計画」という。)」を加え、同條に次の一項を加える。

2 機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者(中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限り。)が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業(経済産業省令で定めるものに限る。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

第四十二條を第五十二條とする。

第四十一條を第四十九條とし、同條の次に次の二條を加える。

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十條 特定民間中心市街地経済活力向上事業(認定基本計画に記載されたものに限り。)を実施しようとする者(第七條第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業

者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては認定特定会社を設立しようとする者を、同條第八項に規定する事業及び同條第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画(以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては認定特定会社を設立しようとする者を、同條第八項に規定する事業及び同條第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画(以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容

二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 第五十八條第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合

にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八條第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5 経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による協議があつた場合において必要があると認めるときは、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等（当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいう。第八項において同じ。）に、説明会の開催その他の第三項第四号に掲げる事項の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 都道府県は、第五項の規定による協議があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

8 前項の規定による公告があつたときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。

9 経済産業大臣は、第四項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等）

第五十一条 前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

第四十条第一項中「掲げる者」を「定める事業を実施しようとする場合」に、「同条第八項及び第九項各号に規定する」を「同条第八項に規定する事業及び同条第十一項各号に掲げる」に改め、同条第四項第四号中「所有者等」の下に「（所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。）」を加え、同条を第四十八条とする。

第四章第二節の節名中「認定特定民間中心市街地活性化事業の下に」及び「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業」を加え、同節を同章第三節とする。

第四章第一節中第三十九条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（道路の占用の特例）

第四十一条 認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律平成十年法律第九十二号 第九条第四項の措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第四章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置

（民間中心市街地商業活性化事業計画の認定）

第四十二条 民間中心市街地商業活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業に関する計画（以下この条及び次条において「民間中心市街地商業活性化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

3 民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容

二 民間中心市街地商業活性化事業の実施時期

三 民間中心市街地商業活性化事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該民間中心市街地商業活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

5 経済産業大臣は、前項の認定を行ったとき

平成二十六年四月八日 衆議院會議録第十五号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二

は、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等)

第四十三条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。)は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(機構の協力業務)

第四十四条 機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業(第七條第九項第二号に掲げる事業にあつては、中小小売商業者の経営のためにするものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第四十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十三年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(指導及び助言)

第四十六条 国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第四十七条 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三十八条の見出し中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」(以下この条及び第四十二条において「機構」という。)を「機構」に「次に掲げる業務」を「認定民間中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第一号中「第一項第一号」を「次に」に改め、「施設」の下に「次に掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。」を加え、同号に次のように加える。

イ 商業基盤施設
ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

第三十八條第三項第二号中「第一項」を「前項」に改め、「同項第一号に掲げる施設又は」を削り、「事業場」の下に「又は前号イ若しくはロに掲げる施設」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第三十九條とし、第三十七條を第三十八條とする。

第三十六條の前の見出しを削り、同条第一項中「第五十五條」を「第六十五條」に、「第五十五條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第六項中「その他の団体」を「その他の当該区域に存する団体」に改め、同条を第三十七條とし、同条の前に見出しとして「大規模小売店舗立地法の特例」を付する。

第三十五條の次に次の一条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第三十六條 市町村が、基本計画において、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた場合であつて、当該基本計画が第九條第十項(第一條第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第八十一條、第八十二條(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第八十五條及び第八十六條に定めるところによる。

2 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。)を行うことを業とする。

3 中心市街地特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 第一項の認定を受けた市町村が行う当該認定

に係る認定中心市街地の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定中心市街地の区域において、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規

定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 中心市街地特例通訳案内士は、その業務に關して中心市街地特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定中心市街地の区域を明示するものとし、当該認定中心市街

地の区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定市町村(中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)」と、同法第二

十 通訳案内士法第三十五条の規定は、中心市街地特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村(中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の認定を受けた市町村をいう。第三項において同じ。の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

本則に次の二条を加える。

第八十五条 第三十六条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第八十六条 第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

9 通訳案内士法第四章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県

知事」とあるのは「認定市町村(中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律又は同法」と、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(次条において「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画に関する経過措置)

第三条 新法第九条第五項の規定は、この法律の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画に適用し、この法律の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画については、なお従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第三十八条第一項(同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、又は管理している同号イ若しくはロの施設に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同項の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(通訳案内士法の一部改正)

第六条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百

十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第八条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「同条第七項を」同条第十項に改め、同条第二項第二号中「第五十一条第一項を」第六十一条第一項に、「第五十二条第三号」を「第六十二条第三号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「施設の整備、出資等」を「施設の整備等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十九号中「第四十七条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第四十条第一項を」第四十八条第一項に、「第四十一条第一項を」第四十九条第一項に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の二の項を同表の七の三の項とし、同表の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項を同表の六の三の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長

中心市街地の活性化に関する法律による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第十二条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十三条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内

士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該

処分の日から二年を経過しないもの

(都市再生特別措置法の一部改正)

第十五条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第一項第四号中「第五十一條第一項」を「第六十一條第一項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第八号」を削り、

同項第八号中「第三十八條第一項」を「第三十九條第一項」に、「整備、出資等及び同条第二項の規定による出資」を「整備等」、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力に、「第四十二條」を「第五十二條第一項」に改め、「保証」の下に「及び同条第二項の規定による貸付け」を加え、同条第二項第四号中「第三十八條第三項」を「第三十九條第二項」に改め、同条第五項中「第三十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

第十七条第一項第二号中「同項第八号、第九号」を「同項第九号」に改める。

第十八条第一項第一号中、「同項第十七号」を「並びに第十五条第一項第十七号」に、「第十五条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第三十八條第二項及び第四十二條」を「第五十二條第一項」に改める。

第二十二條第一項中「第三十八條第一項第二号に掲げる」を「第三十九條第一項の規定による」に改める。

附則第八條の五の次に次の一条を加える。

(改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例)

第八條の六 機構は、当分の間、第十五條第一項及び第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。)の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中心市街地活性化法

(以下「改正前中心市街地活性化法」という。)第三十八條第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八條第一項の業務

二 改正前中心市街地活性化法第三十八條第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十四條の表以外の部分中「第八條の五」を「第八條の六」に改め、同條の表第十八條第一項第一号の項中

同項第十七号に掲げる業務

同項第十七号に掲げる業務並びに附則第八條の二及び第八條の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)

並びに第十五條第一項、第十五條第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第十七号に掲げる業務

第八條の二及び第八條の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)

同条第二項第一号

第十五條第二項第一号

の業務を「附則第八條及び第八條の六の業務」に改め、同表第十九條第一項の項及び第三十五條第二号の項中「第八條の五」を「第八條の六」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十七條 次に掲げる法律の規定中「第九條第十項」を「第九條第十四項」に改める。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第六十七條第二項
二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第六十四條第二項

(総合特別区域法の一部改正)

第十八條 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三條第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中心市街地の活性化に関する法律第三十六條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十九條 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第五項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

平成二十六年四月八日 衆議院會議録第十五号

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち、住民基本台帳法別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする改正規定中「七の項と」を「七の項とし、同表の七の三の項を同表の七の二の項とし、同表の七の二の項を同表の六の六の項とする改正規定中「六の項と」を「六の項とし、同表の六の三の項を同表の六の二の項と」に改める。

(薬事法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一条 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十四条第三号中「第七条第九項第二号」を「第七条第十一項第二号」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十二條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「中心市街地特例通訳案内士」を加える。

理 由

中心市街地の一層の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業及び中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

置の創設、中心市街地に係る通訳案内士制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、少子高齢化の進展や商業施設や公共施設の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加に歯止めが掛からない状況の中、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間投資を喚起する重点支援制度の創設
中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い事業の認定制度を創設し、同事業に対し独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村を通じて無利子融資、大規模小売店舗が中心市街地に立地する際の手続きの簡素化等の支援措置を講じること。

2 中心市街地の活性化を図る措置の拡充
中心市街地の商業の活性化に向けたまちづくり会社等のまちおこし事業の認定制度を創設し、同事業に対し資金調達の円滑化等の支援措置を講じること。

3 中心市街地における規制の特例等の措置
市町村が作成する中心市街地活性化基本計画が認定を受けた場合に、道路占用の許可の特例や中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度の創設などの措置を講じること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法案は、民間投資の喚起を通じて中心市街地の活性化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法案施行に要する経費

平成二十五年年度一般会計補正予算(第一号)に四十五億円、平成二十六年年度一般会計予算に十億一千万円がそれぞれ計上されている。

平成二十六年四月四日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、評価指標についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCAサイクルを確立すること。

二 少子高齢化社会が進展する中、真の中心市街地活性化を実現するために、子育て、介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対

し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。また、計画づくりや事業の実施等に時間を要することを勘案し、中長期的な制度継続と財源確保に万全を期すること。

三 施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にして市町村の取組及び民間の事業を支援することとし、各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、各省の連携体制に關して市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。また、各省の連携に当たっては、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。特に、施策を推進する人材の育成・確保に向けた支援措置を検討すること。

四 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないように、中心市街地特例通訳案内士の語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保するとともに、地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること。

また、中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起らないよう十分に配慮し、両者の区別が明確になるような略称の使用に努めること。

五 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。

港湾法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣

港湾法の一部を改正する法律

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等(第四十三条の二十一—第四十三条の二十四)」を「第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等(第四十三条の二十一—第四十三条の二十五—第四十三条の二十八)」に改める。

第四十三条の二十一第一項ただし書中「ただし」の下に、「政府を加える。」

第四十三条の二十二第一項中「保有者」の下に「政府」を加える。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 特定港湾運営会社に対する政府の出資等

(政府の出資)

第四十三条の二十五 政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、予算の範囲内で、出資することができる。

(事業計画等)

第四十三条の二十六 前条の規定により政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社(以下「特定港湾運営会社」という。)は、毎事業年度開始前に(同条の規定による出資を受けた日の属する事業年度にあつては、その出資を受けた後速やかに)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があつたときは、遅滞なく、これらの写しを当該特定港湾運営会社に係る国際戦略港湾の港湾管理者に送付するものとする。

3 特定港湾運営会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定款の変更等)

第四十三条の二十七 特定港湾運営会社の定款の変更及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の認可をしようとする場合について準用する。

(協議)

第四十三条の二十八 国土交通大臣は、第四十三条の二十五の規定により政府が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し出資している場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条の十三第一項、第四十三条の十五第一項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三条の十八第一項の許可をしようとするとき。

三 第四十三条の十九第一項の規定により第四十三条の十一第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第五十五条の七第二項第二号中「荷さばき施設」の下に「又は保管施設(保管施設にあつては、国際戦略港湾におけるものに限る。)」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第五十五条の八中「前条第三項」を「第五十五条の七第三項」に改め、同条を第五十五条の九とし、第五十五条の七の次に次の一条を加える。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項において準用する前条第三項の規定によるほか第三項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特別特定技術基準対象施設は、第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場

合において、大量の土砂その他の物件を水域施設(非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定める港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその改良に関する計画が定められたものをいう。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。

第六十四条第一項に次の二号を加える。

三 第四十三条の二十六第一項の規定に違反して、事業計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

四 第四十三条の二十六第三項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を出さず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

附則第二十六項中「この法律の規定」の下に「(第四十三条の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。)」を加える。

附則第三十一項中「おける港湾運営会社」の下に「(政府に係る部分に限る。)」を加える。

「に關する規定(第四十三条の二十一第一項ただし書(政府に係る部分に限る。)、第四十三条の二十二第一項(政府に係る部分に限る。)、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創

港灣法の一部を改正する法律案及び同報告書 著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資

(一) 政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、出資することができること。

(二) 政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、事業計画の国土交通大臣への提出等を義務付けること。

(三) 港湾運営会社の議決権の保有制限について、政府が保有する場合の特例を設けること。

2 国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大

特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、国際戦略港湾の埠頭の近傍に立地する保管施設を追加すること。

3 特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設

特別特定技術基準対象施設(特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものをいう。)の改良に要する資金について、無利子貸付制度を創設すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十六年度一般会計予算において、港湾整備事業に係る経費二千三百十二億円の中に計上されている。
右報告する。

平成二十六年四月四日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿

著作権法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「をいう。」の下に「以下この項、次条第一項、」を、「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾(第八十条第三項の規定による複製の複製許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。)」を得た者」を加える。

第四條第一項中「若しくはその許諾」の下に「第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。」を得た者若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾(第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書において同じ。)」を、「又はその許諾」の下に「(第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。)」を加え、同条第二項中「得た者」の下に「若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七條第一号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、視聽覚の実演に関する北京条約の締結国の国民又は当該締結国に常居所を有する者である実演家に係る実演

第三十一條第二項中「第三十三條の二第四項において」を「以下」に改める。

第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書中「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七十九條第一項中「第二十一條」の下に「又は第二十三條第一項」を加え、「複製権者を「複製権等保有者」に、「その著作物を」を「その著作物について、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「出版すること」の下に「電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一條第一号において「出版行為」という。又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送

信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。)を行うこと(次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。)を加え、同条第二項中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「その複製権」の下に「又は公衆送信権」を加える。

第八十条第一項中、「頒布の目的をもつて」を削り、「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」を「著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

第八十条第二項中「の出版」を「の出版行為又は公衆送信行為(第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。)」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「当該著作物」を「当該著作物について」、「複製する」を「複製し、又は公衆送信を行う」に改め、同条第三項中「出版権者」の下に、「複製権等保有者の承諾を得た場合に限り」を、「複製」の下に「又は公衆送信」を加え、「できない」を「できる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは

「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十一条中「出版権者」の下に、「次の各号に掲げる区分に応じ」を加え、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一、前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者(次条において「第一号出版権者」という。)

次に掲げる義務
イ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第二号において「第二号出版権者」という。)

次に掲げる義務
イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務

第八十二条第一項中「その著作物を出版権者があらためて複製する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

二 その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

第八十二条第二項中「出版権者」を「第一号出版権者」に、「あらためて」を「改めて」に、「つど」を「都度」に改める。

第八十三条第二項中「の出版」を「の出版行為等」に改める。

第八十四条第一項中「第八十一条第一号」を「第八十一条第一号(イに係る部分に限る。)」又は「第二号(イに係る部分に限る。)」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第二項中「第八十一条第二号」を「第八十一条第一号(ロに係る部分に限る。)」又は「第二号(ロに係る部分に限る。)」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第三項中「複製権者」を「複製権等保有者」に、「出版」を「出版行為等」に改める。

第八十六条第一項中「第三十三条の二第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十七条第一項及び第三項」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項」の下に若しくは「第四項」を加え、「第八十条第一項」を「第八十条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、

第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出版権の目的となつてい著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と読み替えるものとする。

第八十七条中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「限り」の下に「その全部又は一部」を加える。

第八十八条第一項第一号中「複製権」の下に「若しくは公衆送信権」を加える。

第一百四十四条第三項中「著作権者」の下に、「出版権者」を、「その著作権」の下に、「出版権」を加え、同条第四項中「著作権」の下に、「出版権」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚的実演に関する北京条約(同条において「視聴覚的実演条約」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(著作隣接権に関する規定の適用)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下この条において「新法」という。)第七條第四号に掲げる実演(同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締結国の国民又は当該締結国に常居所を有する者

である実演家に係るものに対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。)附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)附則第二項の規定は、適用しない。

2 視聽覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家(当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。)に対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

(出版権についての経過措置)

第三条 この法律の施行前に設定されたこの法律による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し出版権を設定できるとするとともに、視聽覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し出版権の設定を可能とするとともに、視聽覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 出版権に係る規定の改正

(一) 複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること

(電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む。)又は当該方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことを引き受ける者に対し、出版権の設定を可能とすること。

(二) 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法によ

り文書若しくは図画として複製する権利(原作のまま(一)に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)又は原作のまま(一)に規定する方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利の全部又は一部を専有することとすること。また、出版権者は、著作権者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、当該著作物の複製又は公衆送信の許諾を可能とすること。

(三) (二)に規定する公衆送信を行う権利に係る出版権者は、原稿等の引渡し等を受けた日から六月以内にその出版権の目的である著作物について公衆送信を行う義務等を負うこととすること。

(四) 著作者は、その著作物について出版権者が公衆送信を行う場合には、正当な範囲内において、当該著作物に修正又は増減を加えることを可能とすること。

(五) 出版権者が(三)に規定する義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者を通じてその出版権を消滅させることを可能とすること。

(六) 著作権の制限規定を出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用すること。

2 保護を受ける実演に係る規定の改正

この法律による保護を受ける実演に、視聽覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演を加えること。

3 施行期日

この法律は、平成二十七年一月一日から施

行すること。ただし、2に関する事項は、視聽覚的実演に関する北京条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し出版権の設定を可能とするとともに、視聽覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講ずる本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十六年四月四日

文部科学委員長 小淵 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 我が国の「知の再生産」や「日本文化の創造と伝搬」に貢献してきた日本の多様で豊かな出版・活字文化を、グローバル化やデジタル化が進展する新しい時代においても一層発展させ、著作者の権利を保護しつつ、多様な著作物を多様な出版形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことが重要であることに鑑み、真に実効性ある海賊版対策の実施など、本法により拡充された出版権制度の更なる利用促進に向けて必要な対策を講ずること。

二 我が国が世界に誇る出版・活字文化は、著作者と出版を引き受ける者との間の信頼関係に基づく企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスからなる出版事業がその基盤にあることを踏まえ、本法によって設定可能となる電子出版に係る出版権の下でも従前の出版事業が尊重されるよう、その具体的な契約及び運用の在り方を示して関係者に周知するとともに、その実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること。

三 電子出版の流通の促進を図るためには、契約当事者間で適切な出版権設定を行うつつ、関係者の協力によって有効な海賊版対策を行うことが必要不可欠であることから、これまで出版権設定が進んでこなかった雑誌等、複数の著作物によって構成される著作物などについても出版権設定が可能であることについて周知に努めるとともに、具体的な契約モデルの構築について関係者に対する支援を行うこと。また、物権的に細分化された出版権が設定された場合に、当該出版権が及ばない形態の海賊版が流通した場合には効果的な海賊版対策を行うことができないため、効果的な海賊版対策を講ずる観点から適切な出版権が設定されるよう推奨すること。

四 効果的な海賊版対策を講ずる観点からは、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意志や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な出版権の設定がなされることが推奨されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずること

のないよう、適切な対策を講ずること。

五 電子的な海賊版については、ひとたびインターネット等で公衆送信が行われればもはや完全に差し止めることは困難であり、甚大な被害が生じてしまうことから、電子出版に係る出版権しか持たない出版者においても、違法配信目的で複製がなされた場合には、第一百十二条第一項の「出版権を侵害するおそれがある場合」としてその段階で差止請求を行うことができることを出版者に対し周知すること。

六 出版権者及び著作権者による海賊版対策の取組の状況を踏まえ、紙媒体の出版についてのみ出版権の設定を受けている出版権者であっても、インターネット上の海賊版又はDVD等の記録媒体等による海賊版に対し差止請求を行うことができる契約慣行の改善や「みなし侵害規定」等の制度的対応など効果的な海賊版対策について検討すること。

七 海賊版については、日本国外での被害が圧倒的多数であることから、その対策強化を図るための国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通取締対策に積極的に取り組むとともに、出版物の正規版の海外流通の促進に向けて官民挙げた取組を推進すること。

八 本法によって、多様な形態の出版権設定が行われる可能性があることから、著作物における出版権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れた、出版権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段(ADR)を創設すべく、必要な措置

を講ずること。

九 教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、弱視者のための録音図書等の作成においてボランティアが果たしてきた役割の重要性に鑑み、障害者のための著作物利用の促進と円滑化に向け、著作権法の適切な見直しを検討すること。特に、障害者の情報アクセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約をはじめとする国際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者がそれぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう、第三十七条第三項の改正に向け、速やかに結論を得ること。

十 視聴覚的実演に関する北京条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、俳優、舞踊家などの視聴覚的実演家の権利に関し、契約及び運用の在り方や法制上の在り方も含め検討を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京二丁目一〇五番地 港区虎ノ門二丁目 四番地 独立行政法人国立印刷局	〒105-8445
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二〇円	一一八円